

個人情報の共同利用について

個人情報の保護に関する法律においては、個人データを特定の者と共同で利用する場合には、(1) 共同利用する趣旨 (2) 共同利用する個人データの項目 (3) 共同利用者 (4) 共同利用の目的 (5) データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされております。

東京都木材産業健康保険組合（以下「当組合」という）では、各種健診結果データ（以下「結果データ」という）、診療報酬明細書データ（以下「レセプト」という）の個人情報を共同利用するにあたり、以下のとおり公表いたします。なお、個人データを共同して利用されることについて同意されない場合は、当組合までお申し出ください。

1. 結果データを共同利用する個人情報（個人データ）の項目

①各健康診査（定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防健診、特定健康診査）に含まれる項目（氏名、生年月日、住所、連絡先、被保険者証記号・番号、所属事業所名称、健診種目、健診受診日、健診実施医療機関名・所在地、健診結果、質問、相談・指導内容、所見、特定保健指導支援レベル、特定保健指導対象者または重症化予防受診勧奨対象者である旨）

②委託及び共同利用者の範囲

- ・当組合が委託した特定保健指導事業者
- ・当組合適用事業所の事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職、当組合の役職員

③委託及び共同利用目的

組合員の中長期的な生活習慣病抑制、リスク保有者に効果的な保健指導等のフォローを実施するための特定健診情報提供、特定保健指導、重症化予防受診勧奨

④個人情報の管理についての責任者

東京都木材産業健康保険組合 常務理事

⑤委託・共同利用に関する停止の手続き以上につきまして、ご本人から特段のお申し出がない場合は、「同意（黙示）」をいただいたものとして上記のとおり個人情報を取り扱いますので、ご了承いただきます

すようお願いいたします。なお、委託・共同利用に同意せず停止を希望される場合は、当組合にご連絡ください。

2. 健保連との「高額事業」に係るレセプトの共同利用について 〈利用目的〉

当組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健保連においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額であるひと月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

①共同利用する個人データの項目

- ・レセプトの写し、当該レセプト患者の氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」

②共同利用する者の範囲及び責任者

- ・健康保険組合連合会／高額医療グループ職員
（責任者）高額医療グループ グループマネージャー
- ・当健康保険組合／業務第二課 医療係
（責任者）個人情報保護管理者
- ・業務委託先（財）日本生産性本部／ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

③レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

- ・東京都木材産業健康保険組合 東京都江東区新木場1-18-6
理事長 庄司 良雄
管理責任者 業務第二課 課長
- ・健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4
会長 宮永 俊一
管理責任者 組合サポート部 部長